



請 願 書

(請願名) 所得税法第 56 条の廃止を求める意見書提出方請願

紹介議員

米沢市議会議員

高橋 寿

〃

〃

〃

〃

〃

〃

〃

請願者住所 〒992-0024

米沢市東大通 1 丁目 1-91-2

氏 名 (団体の場合は団体名及び代表者名)

米沢民主商工会婦人部

部長 堀越 亮子



電 話 0238 (22) 7714

平成 28 年 8 月 26 日

米沢市議会議長 様

様式 13 - 2

(請願の要旨又は理由)

地域経済の担い手である中小業者の営業は、家族全体の労働によって支えられています。しかし、日本の税制は、家族従業者の「働き分」(自家労賃)を所得税法第 56 条「事業主の配偶者とその親族が事業に従事したとき、対価の支払いは必要経費に算入しない」(条文要旨)により、必要経費として認めていません。

家族従業者の働き分は事業主の所得となり、配偶者 86 万円、配偶者以外の家族 50 万円が控除されるのみで、最低賃金にも達していません。このことによって社会保障や行政手続きなどの面で弊害が生じています。

青色申告にすれば、給料を経費にできるという所得税法第 57 条は税務署長への届け出と記帳義務などの条件付であり、申告の仕方でも納税者を差別するものです。2014 年 1 月に、すべての中小業者に記帳が義務化されており、同じ労働に対して、青色と白色で差をつける制度自体が矛盾しています。

家族の人権を認めない所得税法第 56 条は廃止すべきと、全国でおよそ 400 自治体が国に意見書を上げています。また、国連の女性差別撤廃委員会からも「所得税法第 56 条は女性に不利益を与えるのではないかと異論が出されました。

世界の主要国では家族従業者の人格・人権、労働を正當に評価し、その働き分を必要経費に認めています。政府は 56 条廃止に向けた検討を始めていると答弁していますが、いまだに実現していません。

以上の趣旨から、下記の事項について地方自治法第 99 条の規定にもとづく意見書を、政府および関係機関に提出して下さるよう、地方自治法第 124 条の規定によりお願いいたします。

〔請願事項〕

- 1、所得税法第 56 条を廃止すること。